

リウマチ・アレルギー対策について

● リウマチ・アレルギー特別対策事業

- 【概要】 かかりつけ医等を対象とした診療ガイドラインの普及、患者カード携帯による患者の自己管理の徹底、地域住民への情報提供や病診連携の構築等を図る
- 【実施主体】 都道府県・政令指定都市・中核市 【補助率】 1／2
- 【実施事業】
- ① 病院や診療所等の医療関係者を対象とした研修の実施
 - ② 患者カードの配布の促進ならびに患者の自己管理等正しい知識の普及啓発事業の実施
 - ③ 喘息死並びにリウマチ及びアレルギー系疾患診療担当医師（医療機関）名簿や医療連携事例集の作成等による医療情報の提供
 - ④ 地域の喘息患者並びにリウマチ及びアレルギー系疾患患者の実態把握を目的とした分析調査の実施
 - ⑤ エピペン講習等、リウマチ又はアレルギー疾患に関する事業の実施又は事業への参画
 - ⑥ 関係機関等との連携体制の構築（地域医療連絡協議会の設置及びその運営等）
 - ⑦ 事業実施の評価

● リウマチ・アレルギー相談員養成研修会

- 【概要】 都道府県、保健所設置市及び特別区（以下「都道府県等」という。）の保健関係、福祉関係等従事者並びに都道府県等所管下の医療従事者を対象に、リウマチ、アレルギー疾患について必要な知識を修得して頂き、地域住民への正しい知識の普及啓発を行うための相談体制の確保を図る。
- 【実施主体】 健康局 疾病対策課
- 【開催時期】 全国5箇所での開催（札幌、東京、名古屋、大阪、博多） 1月～3月 <※平成26年度実施分>

原爆被爆者対策について

健康局総務課原子爆弾被爆者援護対策室

指定医療機関の権限移譲について

○地方分権改革推進委員会の勧告に基づく、「事務・権限の移譲等に関する見直しについて*」に基づく法令改正により、厚生労働本省(地方厚生局)から都道府県に多数の事務・権限が移譲することとされており、現在、厚生労働本省(地方厚生局)で実施している原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)に基づく指定医療機関の指定等に関する業務についても、平成27年4月1日から都道府県に移譲されます。

○原爆症の被爆者が適切な治療を受けられるように、これまで計画的に指定**を進めてきました。移譲後は各都道府県において、適正に行うため準備を進めていただくようお願い致します。

* 平成25年12月20日閣議決定

指定医療機関とは

「原子爆弾の傷害作用に起因して負傷し、又は疾病にかかり」、「現に医療を要する状態にある」被爆者(いわゆる原爆症として認定された被爆者)に対する医療を担当する病院若しくは診療所(これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。)又は薬局を指します。

今般、政令等改正により都道府県知事に移譲される事務は以下のとおりです。

- ①指定医療機関の指定(法第12条第1項)
- ②指定医療機関の指定の取消(法第12条第3項)
- ③指定医療機関の指導(法第13条第2項)
- ④指定医療機関の変更届出等(政令第12条)
- ⑤指定医療機関の指定辞退の申出(政令第13条)

各厚生局における最近の指定状況**

(単位:件)


	北海道厚生局	東北厚生局	関東信越厚生局	東海北陸厚生局	近畿厚生局	中国四国厚生局	九州厚生局
平成22年度	1	0	10	16	2	74	81
平成23年度	0	2	21	16	2	75	54
平成24年度	0	2	12	24	0	68	58

指定医療機関 全件数	14	41	212	151	133	862	521
---------------	----	----	-----	-----	-----	-----	-----

平成27年度は、原爆投下から70年という節目の年に当たることから、次の事業を行うこととしているため、各都道府県におかれても、協力等の特段のご配慮をお願いします。


1. 原爆被爆者実態調査委託費【平成27年度予算（案）：33,532千円】

- 本調査は、原爆被爆者対策の円滑な推進を図るため、昭和40年、昭和50年、昭和60年、平成7年及び平成17年と10年おきに被爆者の実態を調査し、被爆者援護に活用。
- 70年目に当たる平成27年度においても、前回と同様に各都道府県に委託の上、調査を実施予定。

 詳細については、別途、お知らせすることとしていますが、調査実施につき、ご協力をお願いします。

2. 原爆死没者慰霊等事業費補助金【平成27年度予算（案）：54,354千円】

- 本事業は、原子爆弾による死没者を慰霊し、恒久平和を祈念するため、地方公共団体、事業所及び学校等が行う慰霊式典などの事業に必要な経費を補助（補助率2/3）。
- 平成27年度は、各都道府県市において、70年という節目を迎える事業を充実させるため、対前年度約4千万円の増額計上。

 事業を実施する当事者団体等の意見なども聞きつつ、各種事業への支援の拡充をお願いします。

原爆諸手当一覧

平成27年度の医療特別手当等の支給単価については、平成26年平均の全国消費者物価指数の対前年比変動率（2.7%）に、特例水準の段階的な解消（▲0.3%）とあわせて、2.4%の引き上げとなります。（平成27年4月から支給額を改定する予定。）

手当の種類	平成27年度支給単価		支給要件	
医療特別手当	月額	138,380 円	原子爆弾の放射能が原因で病気やけがの状態にあるという厚生労働大臣の認定を受けた人で、まだその病気やけがの治っていない人	
特別手当	月額	51,100 円	原子爆弾の放射能が原因で病気やけがの状態にあるという厚生労働大臣の認定を受けた人で、現在はその病気やけがが治った人	
原子爆弾小頭症手当	月額	47,630 円	原子爆弾の放射能が原因で小頭症の状態にある人	
健康管理手当	月額	34,030 円	高血圧性心疾患等の循環器機能障害のほか、運動器機能障害、視機能障害(白内障)、造血機能障害、肝臓機能障害、内分泌腺機能障害等 11 障害のいずれかを伴う病気にかかっている人	
保健手当	月額	17,070 円	2 km以内で直接被爆した人と当時その人の胎児だった人	身障手帳1級から3級程度の身体障害、ケロイドのある人又は70歳以上の身寄りのない単身居宅生活者
	月額	34,030 円		
介護手当	月額	重度	104,570 円以内	精神上又は身体上の障害のために費用を支出して身のまわりの世話をする人を雇った場合 (重度：身障手帳1級及び2級の一部程度、中度：身障手帳2級の一部及び3級程度)
		中度	69,710 円以内	
家族介護手当	月額	21,720 円	重度の障害のある人で、費用を出さずに身のまわりの世話をうけている場合(身障手帳1級及び2級の一部程度)	
葬祭料		206,000 円	原爆の影響の関連により死亡した被爆者の葬祭を行う人に支給	

原爆症認定審査の改善状況について

H25.12.16 基準改正

平成25年1月～12月

平成26年1月～12月

認定数

がん	844件(約87.7%)
白血病	89件(約9.3%)
非がん疾病※	27件(約2.8%)
	[心筋梗塞、白内障等]
(非がん疾病のうち入市事例	0件)
その他	2件

962件

がん	929件(約79.9%)	白
血病	57件(約4.9%)	
非がん疾病※	169件(約14.5%)	
	[心筋梗塞、白内障等]	
(非がん疾病のうち入市事例	31件)	
その他	8件	

1,163件

複数の認定疾病がある場合は重複して計上。平成26年分は速報値含む。

※非がん疾病の申請件数は平成25年 168件から平成26年 570件に増加(3.4倍)

新しい審査の方針による原爆症認定の仕組み

I 放射線起因性の判断

1 積極的に認定する範囲

- ① 悪性腫瘍(固形がんなど)
- ② 白血病
- ③ 副甲状腺機能亢進症



- ア 被爆地点が爆心地より約3.5km以内である者
- イ 原爆投下より約100時間以内に爆心地から約2km以内に入市した者
- ウ 原爆投下より約100時間経過後から約2週間以内の期間に、爆心地から約2km以内の地点に1週間程度以上滞在した者

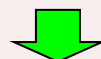
※ア、イ、ウの場合は原則的に認定

- ① 心筋梗塞
- ② 甲状腺機能低下症
- ③ 慢性肝炎・肝硬変



- ア 被爆地点が爆心地より約2.0km以内である者
- イ 原爆投下より翌日までに爆心地から約1.0km以内に入市した者

放射線白内障
(加齢性白内障を除く)



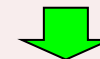
被爆地点が爆心地より約1.5km以内である者



該当しない場合

2 総合的に判断

「積極的に認定する範囲」に該当する場合以外の申請の場合



起因性を総合的に判断
(申請者の被曝線量、既往歴、環境因子、生活歴等を総合的に勘案)

II 要医療性の判断

「現に医療を要する状態」に該当するかどうかを、当該疾病等の状況に基づき、個別に判断

認定

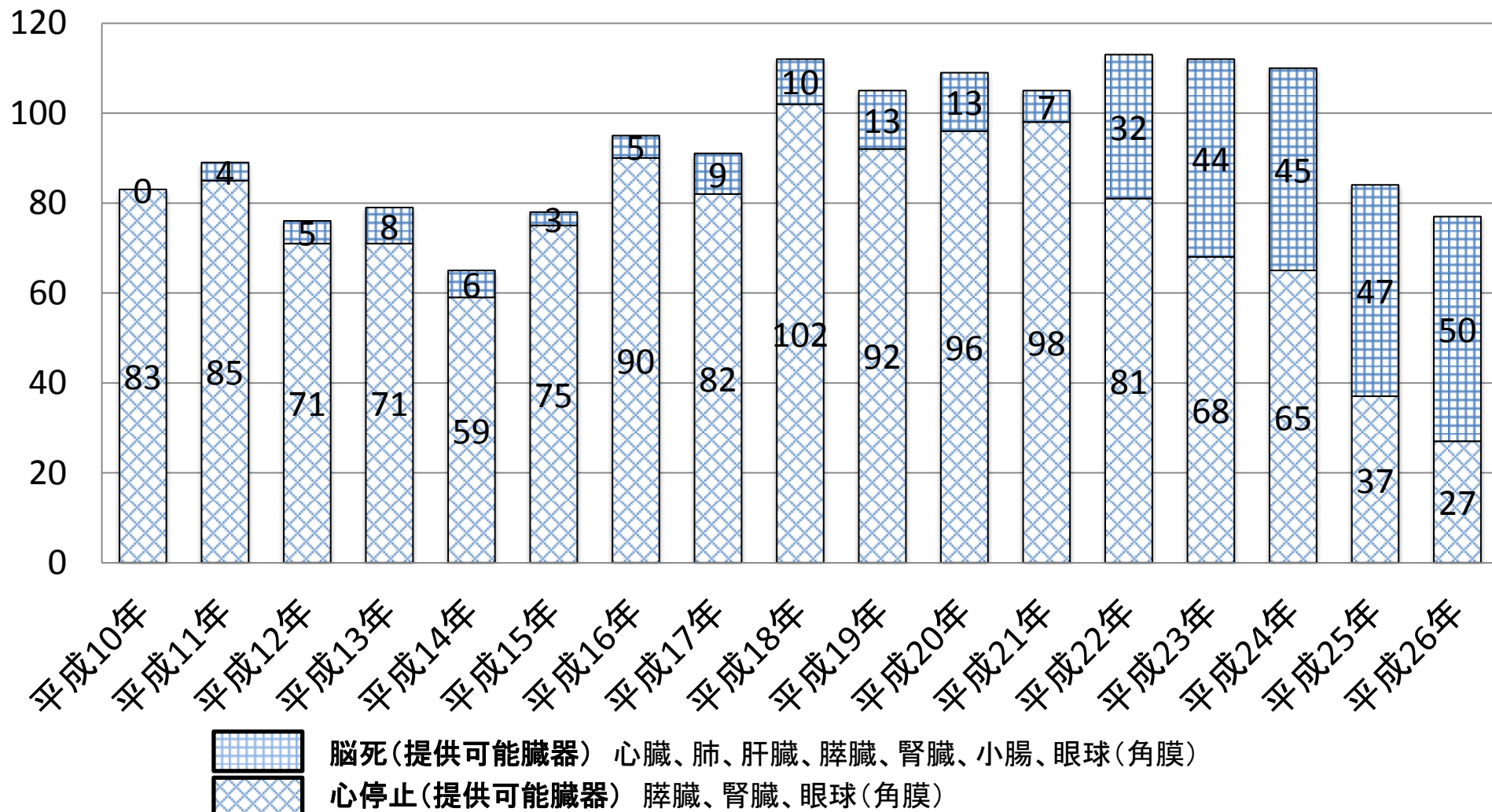
移植医療対策について

健康局疾病対策課移植医療対策推進室

1. 臓器提供の体制整備について

○ 平成22年7月の改正法施行後、脳死下臓器提供事例は増加しているが、全体としての臓器提供者数はむしろ減少している。

※ 臓器提供者数の推移(年別:平成26年12月31日現在)



○ 一方、これまで各都道府県等のご協力もいただきつつ普及啓発を進めている中、国民の中で臓器提供を希望される方々の割合は引き続き一定割合(4割台)を維持。

* 提供の希望がある方々の割合 (脳死下) 41.6%(H18) → 43.1%(H25)
 (世論調査(内閣府)) (心停止下) 42.3%(H18) → 42.2%(H25)

臓器移植に関する教育用普及啓発パンフレット等

- 移植医療に関する認識と理解を深めるために、中学生向けのパンフレット「いのちの贈りもの」を作成し、全国の中学校、教育委員会に送付している。
- 日本臓器移植ネットワークにおいて、教職員を対象に「いのちの教育セミナー」を開催し、道徳教育や総合的な学習の時間などで臓器移植を題材とした授業が行えるよう、その進め方等を普及。



注意事項 保険診療を受けよとするときは、この証を保険医療機関等の窓口で渡して下さい。

住所 _____

備考 ※以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1,2,3.のいずれかの番号を○で囲んで下さい。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも移植の為に臓器を提供します。
 2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
 3. 私は、臓器を提供しません。

①又は②を選んだ方で、提供したい臓器があれば、×をつけて下さい。
 【特記欄: _____】

署名年月日: _____年 _____月 _____日
 本人署名(自筆): _____ 家族署名(自筆): _____

一般向け普及啓発活動

- ポスター、リーフレット等の各種啓発資材を利用した啓発活動
- 臓器移植普及推進月間(10月)に合わせた取り組み 等

健康保険証及び運転免許証裏面への意思表示

- 厚生労働省では、国家公務員共済組合の組合員証の更新(カード化)に伴い、改めて臓器提供に関する意思表示欄への意思の記入を全職員に周知。
- 日本臓器移植ネットワークにおいて、
 - ・ 運転免許証裏面での意思表示を促進する取り組みとして、全国の自動車教習所やタクシーの車両に啓発ステッカーを貼る活動を実施。
 - ・ コンビニエンスストア、カー用品店、ゴルフ場等に啓発ステッカーを配布する活動を実施。



- 今後は、地域において臓器提供に携わる関係者の連携体制の強化を進めた上で、特に、臓器提供施設における負担軽減を図ることが重要。各都道府県等においても必要な協力をお願いしたい。

都道府県連絡調整体制支援事業(平成26年度～)

平成27年度予算案
84,386千円

・都道府県臓器移植コーディネーターが中心となって、地域における移植医療の関係者が連携を強化することにより、地域の臓器移植に関する諸問題等について検討するとともに、移植医療の推進に資するための様々な取り組みを有機的に行う事業を実施する。



臓器提供施設における選択肢提示対応支援(平成27年度～)

平成27年度予算案
40,500千円

- ・臓器提供施設において、終末期医療の説明の中で臓器提供に関する選択肢を提示することに関する実態等を把握するとともに問題点や課題を検討し、患者家族の心情にも配慮した対応方法を医療機関において整備することへの支援を行う。

2. 造血幹細胞移植対策について

- 平成26年1月に「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律」が全面施行。同法では、地方公共団体における関係者との連携・協力、普及啓発の推進等について規定。
- 各都道府県等においては、同法の趣旨も踏まえつつ、骨髄バンク連絡協議会等も活用し、日本赤十字社やボランティア団体とも連携を強化しながら、効果的な普及啓発や積極的な骨髄等提供希望者の募集及び登録の推進をお願いしたい。

効果的な普及啓発及び骨髄等提供希望者の募集・登録の考え方

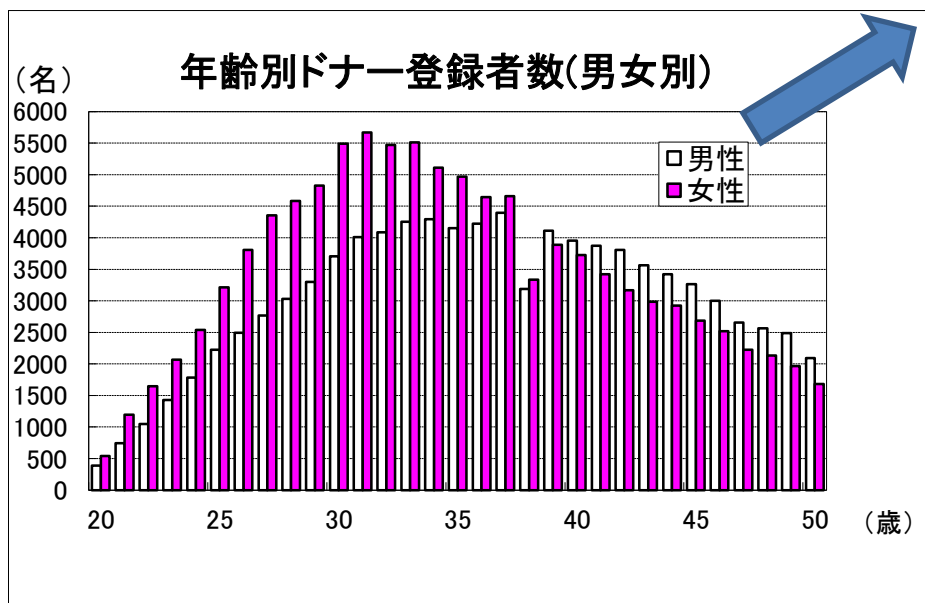
- 各都道府県等においては、現在、
 - ・保健所を通じたドナー登録
 - ・骨髄バンク推進月間(10月)を中心とした普及啓発活動
 - ・自治体、ボランティア、医師など関係団体からなる連絡協議会を組織しての情報や意見の交換などを行っていただいている。
- 効果的な普及啓発を行うためには、日本赤十字社^(※)やボランティア団体との連携が重要。
→ 献血事業との連携など、骨髄等提供希望者の募集や提供希望者登録事業においては、日本赤十字社及びボランティア団体との協力が不可欠。

※日本赤十字社が指定を受けた「造血幹細胞提供支援機関」の業務として“普及啓発”が掲げられている。(法律第45条第4号)

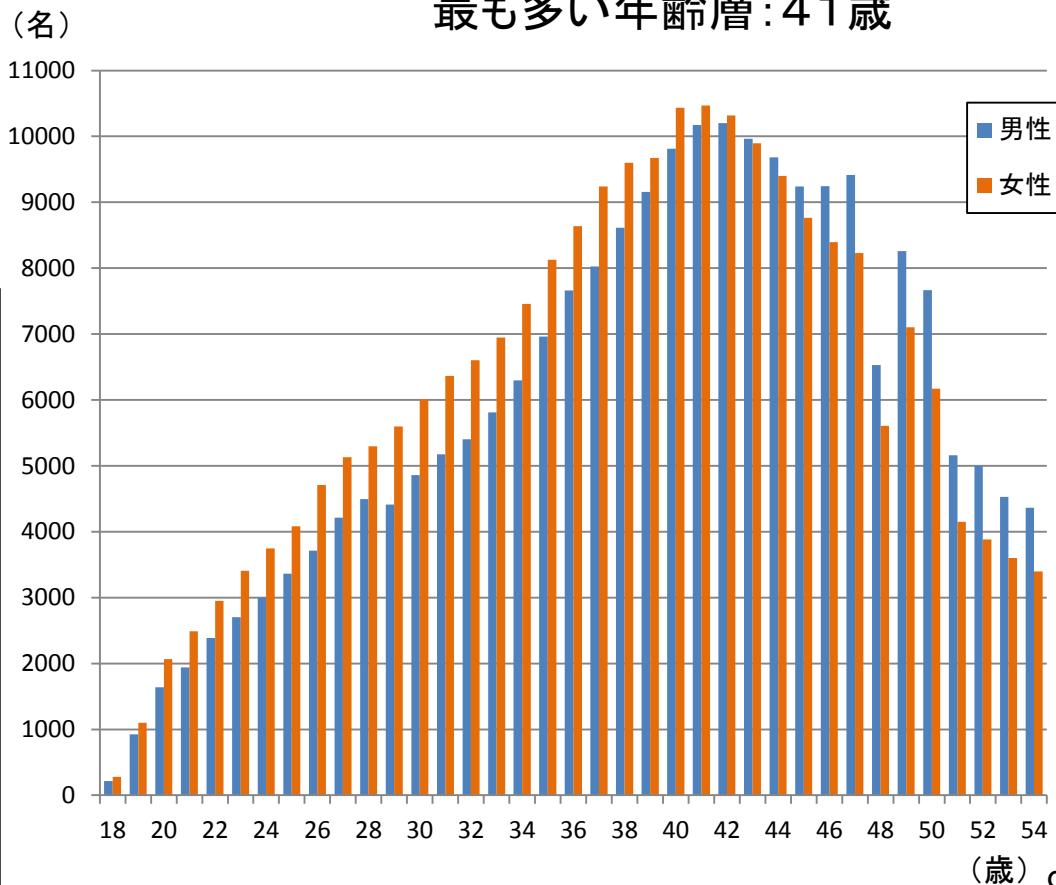
- 特に、骨髄移植(末梢血幹細胞移植)のドナー登録者は着実に増加してきているが、年齢層をみると、高齢化の傾向が顕著である。
→ 今後は、実際にドナーとなりうる可能性が高い若年層に対して働きかけを進めることが重要。

* 年齢別ドナー登録者数の推移
(出典:造血細胞移植情報サービス)

2004年12月末(合計約20万人)
最も多い年齢層:33歳



2014年12月末(合計約45万人)
最も多い年齢層:41歳



生活衛生対策について

健康局生活衛生課